

## 耐震改修住宅に係る減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の要件を満たす耐震改修が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）を1年間減額します。

### ■減額期間

平成25年1月1日から令和2年3月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合に1年間、固定資産税が減額されます。

ただし、対象となる住宅のうち「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、減額期間が1年度分から2年度分に拡充されます。

### ■工事の要件

- ①申請者が負担した耐震改修の費用が50万円以上であること。
- ②現行の耐震基準に適合した工事であること。

### ■減額の内容

当該家屋に係る固定資産税額の1/を減額。

（床面積が120㎡を超える場合は120㎡に相当する部分の税額）

### ■必要書類

耐震工事の完了後、3ヶ月以内に申告してください。

- ① 耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申請書
- ② 地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関による現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（耐震基準適合証明書等）
- ③ 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産税課税台帳等）
- ④ 申請者が負担した耐震改修の費用が50万円以上であることが確認できる書類